

母体・新生児搬送コーディネーター依頼の手引き

埼玉県保健医療部医療整備課

1 母体・新生児搬送コーディネーター設置目的

ハイリスク妊産婦や重症な新生児について転院搬送の必要性が生じた際、搬送可能な周産期医療施設（周産期母子医療センター・新生児センター）の調整を効率的に行い、安心・安全な周産期医療の提供と産科施設（病院・診療所・助産所）の負担軽減を目的とする。

このため、県内周産期医療施設のNICUや産科病床の空き情報を一元管理し、周産期医療施設とハイリスク妊婦等に係る受入れの調整を行う母体・新生児搬送コーディネーター（以下「搬送コーディネーター」という）を設置する。

2 搬送コーディネーターへの依頼方法

(1) 産科施設における転院搬送の必要性の判断と依頼

ア 産科施設において、転院搬送が必要と判断される母体又は新生児が発生した場合、産科施設は普段連携している医療機関へ搬送の受入を依頼する。

イ 連携している医療機関での受入が困難であった場合、産科施設は地区担当の周産期母子医療センターに搬送の受入を依頼する。

地区担当周産期母子医療センターに依頼する場合は、搬送調整依頼書（母体：様式1、新生児：様式2）をFAXで送信し、その後、電話連絡する。

※ 電話連絡とFAXの受信の両方により初めて受付となる。

担当地区一覧

	地区担当周産期母子医療センター	担当する保健医療圏
1	川口市立医療センター	南部（東）及び東部（南）
2	埼玉医科大学病院	川越比企及び秩父
3	深谷赤十字病院	北部
4	西埼玉中央病院	西部
5	さいたま市立病院	さいたま
6	埼玉病院	南西部
7	自治医科大学附属さいたま医療センター	県央及び利根（幸手・宮代・杉戸を除く）
8	獨協医科大学埼玉医療センター	東部（越谷・松伏・吉川）
9	済生会川口総合病院	南部（西）
10	春日部市立医療センター	春日部及び利根（幸手・宮代・杉戸）

※ 担当地区はNICUの整備状況等に応じて定期的に見直すこととする。

(2) 地区担当周産期母子医療センターによる判断と依頼

ア 判断

地区担当周産期母子医療センターは産科施設から依頼があった場合は、以下の①～③について判断する。

- ① 自院で受け入れ可能かどうかの判断
- ② 搬送コーディネーターに調整依頼することが適切かどうかの判断
- ③ 搬送コーディネーターへの依頼に際して条件を付するかどうかの判断

イ 調整依頼

アにより搬送コーディネーターに調整依頼を行うことが適当と判断される場合は、産科施設から送信された搬送調整依頼書を、搬送コーディネーターあてにFAXで送信し、その後、搬送コーディネーターに電話連絡する。

※ 電話連絡とFAXの受信の両方により初めて受付となる。

ウ 指示・助言

調整依頼を行う場合、地区担当周産期母子医療センターは搬送先として適切な周産期医療施設、搬送可能な地域、調整にかけられる時間、時間内に搬送先の調整ができなかった時の対応方法等について搬送コーディネーターに必要な指示をする。

また、地区担当周産期母子医療センターは、依頼した患者の搬送先決定までの間、医学的観点からの助言等を行う他、必要に応じ、搬送コーディネーターの搬送先の調整に協力する。

(3) 調整結果の連絡

ア 県内で搬送先が決定した場合

県内周産期医療施設への搬送が決定すると、搬送コーディネーターから依頼元の産科施設に電話で病院名の連絡がある。依頼元の産科施設は、必ず直接搬送先となる周産期医療施設へ連絡し、調整した上で母体または新生児の搬送を行う。

※ 搬送先によっては、個室料金等がかかる場合があるので、その旨を必ず確認し、患者又は家族の了解を得た上で搬送する。

イ 県内で搬送先が決定しなかった場合

① 県内周産期医療施設への搬送が不調となった場合、搬送コーディネーターは地区担当周産期母子医療センターに再度相談する。

地区担当周産期母子医療センターでの受入が不可の場合、搬送コーディネーターから産科施設に都内搬送の必要性の有無について電話で確認がある。

産科施設は、別紙Ⅰの記載事項について患者・家族に説明し別紙Ⅱの同意書が提出された場合のみ、都内周産期医療施設への搬送調整を依頼することができる。

② 都内周産期医療施設への調整が開始されると、東京都周産期搬送コーディネーターから、必要に応じ、依頼元の産科施設に患者情報の確認の連絡が入る場合がある。

③ 都内周産期医療施設に搬送が決定すると、東京都周産期搬送コーディネーターから依頼元産科施設及び搬送コーディネーターに連絡が入る。

(4) その他留意事項

ア 救急車は依頼元の産科施設から依頼する。

イ 搬送調整を地区担当周産期母子医療センターへ依頼した場合であっても、容態が急変し救命が必要となった場合などについては、産科施設は自身の判断で、母体救命コントロールセンターへ依頼するなどの対応を行うこととする。

※ 調整方法を変更する場合は、地区担当周産期母子医療センターにその旨を必ず連絡すること。